

## 1 組織改革の基本方針

### (1) 「令和7年度県政運営の基本的考え方」に沿った組織体制の整備

「令和7年度県政運営の基本的考え方」で示された施策展開の主な方向性に沿って、直面する多くの県政課題、部局横断型の課題に的確に対応できるよう、組織体制の整備を図る。

加えて令和7年度に向けては、今年度策定する第4次山形県総合発展計画の次期実施計画に基づく各種施策を効果的・効率的に展開するとともに、本年7月に発生した豪雨災害の復旧対応への確かつ機動的に対処できる体制整備に留意する。

### (2) 簡素で効率的な組織機構の実現

「山形県行財政改革推進プラン2021」に沿った見直しを進めるとともに、次の視点に留意しながら、組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備を行う。

- ① 事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化の取組みを踏まえ、不断の見直しを重ねながら、簡素で効率的な組織体制を目指す。
- ② 県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進する。
- ③ スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、AIやRPAの活用、行政手続のオンライン化の推進等により効果的な業務の遂行と業務量の縮減（時間外勤務の縮減）を推進する。
- ④ テレワークやWeb会議等による多様で柔軟な働き方をより一層押し進め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を加速する。

## 2 組織改革を推進する上での留意点

### (1) 組織・人員体制

組織・人員体制の見直し・改善については、「令和7年度予算の編成について（依命通知）」を踏まえ、持続可能な財政運営の確保の観点に十分留意するとともに、「令和7年度に向けた事務事業の見直し・改善の実施について（通知）」による事務事業の見直し・改善と一体のものとして検討する。

### (2) 職員の配置

職員の配置については、「山形県行財政改革推進プラン2021」に掲げた定員管理の方針を十分に踏まえ、限られた人材資源の「選択と集中」を徹底する。新たな行政課題に対しては、事務事業の見直し・改善による業務量の縮減、業務の更なる効率化に加え、予算には現れない事務作業の見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応する。

業務量の平準化の観点から、部局内の業務量の多寡に応じて課を跨いだ人員の再配分の実施など、弾力的な人員配置を検討する。

各 部 局 長  
各 総 合 支 庁 長 殿  
東 京 事 務 所 長

山形県副知事 平 山 雅 之

## 組織改革の推進について（依命通知）

少子高齢化を伴う人口減少の加速や物価高騰の長期化、自然災害の頻発・激甚化などが、県民生活や地域経済に依然として大きな影響を及ぼしている一方、デジタル化の加速や生成AI等の新技術の台頭、人々の暮らしや働き方に関する価値観の多様化など、時代は大きく変化している。こうした中、第4次山形県総合発展計画に掲げる「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現に向けては、各種施策を部局や分野の枠を越えて政策横断的に推進するとともに、新たな技術や多様な価値観、国内外の活力を積極的に取り込み、多様な主体と連携しながら、新たな取組みにも積極的に挑戦することが重要である。

こうした観点から、令和7年度においては、「令和7年度県政運営の基本的考え方」で示された「中長期を見据えた『人口減少対策』の強化」「時代の変化を推進力とした『産業の稼ぐ力の向上』」「様々なリスクへの対応強化による『安全・安心の確保』」の3つの視点を重視しながら、今年度策定する第4次山形県総合発展計画の次期実施計画における重点課題への対応を力強く推進していかなければならない。

こうした施策を効果的・効率的に展開するための組織体制の整備が必要である一方、「山形県行財政改革推進プラン2021」に基づき、依然として厳しい本県の財政状況を踏まえ、限られた行財政資源の中で最大効果の発揮に努めるとともに、職員一人ひとりの心身の健康保持のため、長時間労働是正に向けた効果的な取組みなど働き方改革を率先・実行し、職員のワーク・ライフ・バランスを推進しながら、簡素で効率的な組織機構を整備していく必要がある。

ついては、以上の情勢を踏まえ、令和7年度に向けた組織改革案を、下記により本職あて提出するよう命により通知する。

### 記

#### 1 組織改革の基本方針

##### （1）「令和7年度県政運営の基本的考え方」に沿った組織体制の整備

「令和7年度県政運営の基本的考え方」で示された施策展開の主な方向性（※）に沿って、新たな行政課題、多様化する県民ニーズなど、直面する多くの県政課題、部局横断型の課題に的確に対応できるよう、組織体制の整備を図ること。

加えて令和7年度に向けては、今年度策定する第4次山形県総合発展計画の次期実施計画に基づく各種施策を効果的・効率的に展開するとともに、本年7月に発生した豪雨災害の復旧対応への確かつ機動的に対処できる体制整備に留意すること。

※ 施策展開の主な方向性（令和7年度県政運営の基本的考え方）

- 1 中長期を見据えた「人口減少対策」の強化  
～山形の魅力向上・発信、デジタル化、人材の育成・確保と活躍の促進～
- 2 時代の変化を推進力とした「産業の稼ぐ力の向上」  
～新たな技術や国内外の活力の取込み、地域資源の活用促進、県民所得の向上～
- 3 様々なリスクへの対応強化による「安全・安心の確保」  
～地域防災力の向上、気候変動・超高齢化社会等の将来への備え～

（2）簡素で効率的な組織機構の実現

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに的確に対応する簡素で効率的な組織機構の実現に向け、「山形県行財政改革推進プラン2021」に沿った見直しを進めるとともに、次の視点に留意しながら、組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備を行うこと。

- ① 事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化の取組みを踏まえ、不断の見直しを重ねながら、簡素で効率的な組織体制を目指す。
- ② 県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進する。
- ③ スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、AIやRPAの活用、行政手続のオンライン化の推進等により効果的な業務の遂行と業務量の縮減（時間外勤務の縮減）を推進する。
- ④ テレワークやWeb会議等による多様で柔軟な働き方をより一層推し進め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を加速する。

2 組織改革を推進する上での留意点

（1）組織・人員体制

組織・人員体制の見直し・改善については、部局長のマネジメントの下「令和7年度予算の編成について（依命通知）」（令和6年10月9日付け財第106号総務部長通知）を踏まえ、持続可能な財政運営の確保の観点に十分留意するとともに、「令和7年度に向けた事務事業の見直し・改善の実施について（通知）」（令和6年6月27日付け働改第26号、人第156号、財第56号総務部長通知）で示している以下の視点による事務事業の見直し・改善と一体のものとして検討すること。

<事務事業の見直し・改善の視点>

- 必要性の視点（事業を廃止したらどうなるか、社会情勢の変化等により必要性が低下していないか）
- 役割分担の視点（民間（企業、NPO等）が行えないか、国又は市町村が行えないか、連携・協働により行えないか）
- 事業の進め方の視点（ターゲットや手段など事業の進め方は効果的・効率的か）
- 支出の適正性の視点（社会通念上、県費支出は妥当か）
- 成果検証の視点（県民サービスの向上に寄与しているか、費用対効果は適正か）
- 業務量及び時間外勤務縮減の視点（業務量及び時間外勤務の縮減が図られているか）

## (2) 職員の配置

職員の配置については、「山形県行財政改革推進プラン2021」に掲げた定員管理の方針(※)を十分に踏まえ、限られた人材資源の「選択と集中」を徹底すること。新たな行政課題に対しては、上記事務事業の見直し・改善による業務量の縮減、業務の更なる効率化に加え、予算には現れない事務作業の見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応すること。

さらに、業務量の平準化の観点から、部局内の業務量の多寡に応じて課を跨いだ人員の再配分の実施など、弾力的な人員配置の検討に努めること。

※ 山形県行財政改革推進プラン2021（令和3年3月策定）

持続可能な行財政基盤の確立のため、今後の人口減少の急速な進行も踏まえ、これまでの行財政改革の取組みを後退させることなく、引き続き無駄のない簡素で効率的な組織機構、人員体制の実現に向けて不断の見直しを行う。

このため、県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進していく。

一方、新型コロナウイルス感染症対策や大規模な災害対応に的確に対処していくとともに、新しいやまがたの創造に向けた施策を効果的に展開していく必要がある。

以上のことを踏まえ、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、新たな行政課題に対しては見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応することとし、限られた人材資源を「選択と集中」により有効に活用する。

## (3) 職制

課室体制については、円滑な組織マネジメントの推進や職員同士の連携強化を図るため、一定規模を限度とするなど実効性を伴ったものとなるよう検討すること。

係・担当については、効率的、効果的な業務遂行に加え、若手職員の人材育成といった観点も踏まえ、適正な配置を検討すること。また、職員間のチームワークを強化し、緊急時や繁忙期、新たな政策課題に対して、適時かつ弾力的に対応できる体制や、部局や課を超えた課題に対する関係所属間の連携体制についても検討すること。

## (4) 関係部局等との調整

内申権者ごとに、関係部局、総合支庁、出先機関と十分な調整を図ること。

## 3 その他

(1) 提出書類	別紙様式1	定数改善計画表
	別紙様式2	事務処理体制改善計画表
	別紙様式3	給与関係勤務条件改善計画表

(2) 提出期限 令和6年11月22日（金）

(3) 提出先 総務部人事課